

令和5年8月1日から

検査済証等の 交付方法が変わります

<変更点>

- ☑ 用紙が複写偽造防止用紙(ピンク色紙)⇒普通紙に変わります
- ☑ 電子申請された場合、検査済証等も電子交付となります

①申請(受付)

②交付



- ・ 電子交付の対象となる検査済証等は、完成検査済証、タンク検査済証(正)、保安検査済証、完成検査前検査結果通知書、特定防災施設等検査済証の5つとなります。
- ・ 移動タンク貯蔵所の完成検査済証については、電子申請された場合でも紙面交付となります。
- ・ 電子交付の場合は印影(市長印等)はありません。
- ・ 電子交付に関する詳細については「四日市市電子申請システム」をご確認ください。